

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成23年1月6日(2011.1.6)

【公開番号】特開2009-123741(P2009-123741A)

【公開日】平成21年6月4日(2009.6.4)

【年通号数】公開・登録公報2009-022

【出願番号】特願2007-293120(P2007-293120)

【国際特許分類】

H 01 L 21/02 (2006.01)

H 01 L 21/683 (2006.01)

【F I】

H 01 L 21/02 B

H 01 L 21/68 R

【手続補正書】

【提出日】平成22年11月15日(2010.11.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1面と第2面とを有する非磁性体で構成され、この第1面で第1基板を保持する第1基板ホルダと、

第3面と第4面とを有する非磁性体で構成され、この第3面で第2基板を保持する第2基板ホルダと、

前記第1基板ホルダの外周より内側に配置された第1磁気発生部と、

前記第2基板ホルダの外周より内側に配置された第2磁気発生部と、を備えることを特徴とする基板ホルダ装置。

【請求項2】

前記第2磁気発生部は電磁コイルであり、前記第1磁気発生部は永久磁石であることを特徴とする請求項1に記載の基板ホルダ装置。

【請求項3】

前記第2基板ホルダは電磁コイルに電力を供給する蓄電池を有することを特徴とする請求項2に記載の基板ホルダ装置。

【請求項4】

前記第2基板ホルダの第4面に形成され前記第2磁気発生部に給電する第1端子を備え、

前記2基板ホルダがステージに載置されている際に、前記第1端子に電力が給電されることを特徴とする請求項1から請求項3のいずれかに記載の基板ホルダ装置。

【請求項5】

前記第1端子とは異なり、前記第2基板ホルダの前記第4面に形成され前記第2磁気発生部に給電する第2端子を備え、

前記第2基板ホルダが前記ステージから離れている際に、前記第2端子に電力が給電されることを特徴とする請求項4に記載の基板ホルダ装置。

【請求項6】

前記第2磁気発生部は電磁コイル及び永久磁石であり、前記第1磁気発生部は永久磁石であることを特徴とする請求項1に記載の基板ホルダ装置。

【請求項 7】

前記磁気コイルは前記第2基板ホルダの外周に形成された溝部内に配置されることを特徴とする請求項2又は請求項6に記載の基板ホルダ装置。

【請求項 8】

前記第1磁気発生部及び前記第2磁気発生部は、前記第1基板ホルダ及び前記第2基板ホルダのそれぞれに複数配置されていることを特徴とする請求項1に記載の基板ホルダ装置。